

四半期報告書

(第69期第1四半期)

自 平成23年11月1日
至 平成24年1月31日

E02204

株式会社ハイレックスコーポレーション

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

- 1 主要な経営指標等の推移 1
- 2 事業の内容 1

第2 事業の状況

- 1 事業等のリスク 2
- 2 経営上の重要な契約等 2
- 3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 2

第3 提出会社の状況

1 株式等の状況

- (1) 株式の総数等 5
- (2) 新株予約権等の状況 5
- (3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等 7
- (4) ライツプランの内容 7
- (5) 発行済株式総数、資本金等の推移 7
- (6) 大株主の状況 7
- (7) 議決権の状況 7

2 役員の状況 8

第4 経理の状況 9

1 四半期連結財務諸表

- (1) 四半期連結貸借対照表 10
- (2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書 12
 - 四半期連結損益計算書 12
 - 四半期連結包括利益計算書 13

2 その他 16

第二部 提出会社の保証会社等の情報 17

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年3月15日
【四半期会計期間】	第69期第1四半期（自 平成23年11月1日 至 平成24年1月31日）
【会社名】	株式会社ハイレックスコーポレーション
【英訳名】	HI-LEX CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 寺浦 實
【本店の所在の場所】	兵庫県宝塚市栄町一丁目12番28号
【電話番号】	(0797) 85-2500（代表）
【事務連絡者氏名】	経理グループ担当執行役員 芦田 安功
【最寄りの連絡場所】	兵庫県宝塚市栄町一丁目12番28号
【電話番号】	(0797) 85-2500（代表）
【事務連絡者氏名】	経理グループ担当執行役員 芦田 安功
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第68期 第1四半期 連結累計期間	第69期 第1四半期 連結累計期間	第68期
会計期間	自平成22年 11月1日 至平成23年 1月31日	自平成23年 11月1日 至平成24年 1月31日	自平成22年 11月1日 至平成23年 10月31日
売上高（百万円）	32,494	33,076	125,098
経常損益（百万円）	3,205	2,514	9,907
四半期（当期）純損益（百万円）	1,860	1,519	5,798
四半期包括利益又は包括利益 （百万円）	2,865	2,872	3,402
純資産額（百万円）	81,540	83,594	81,415
総資産額（百万円）	106,865	108,922	107,064
1株当たり四半期（当期）純損益 金額（円）	48.98	40.00	152.66
潜在株式調整後1株当たり四半期 （当期）純利益金額（円）	48.95	39.96	152.54
自己資本比率（%）	73.1	73.1	72.6

- （注） 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。
3. 第68期第1四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第25号 平成22年6月30日）を適用し、遡及処理しております。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間における世界経済は、全体として弱い景気回復を続けましたが、欧州諸国の財政不安の高まり等から先行きが懸念されております。日本経済は、厳しい状態にある中で緩やかな持ち直しに向かっていますが、海外景気の下振れリスクが高く先行きの不透明な状態で推移しております。

自動車業界におきましては、日本国内の自動車生産台数は前年同期比11.9%増の252万台となりました。海外では、米国の自動車生産台数は前年同期比16.8%増の224万台、中国の自動車生産台数は前年同期比3.9%減の495万台となりました。

当社グループの当第1四半期業績は、販売面では、売上高は330億7千6百万円（前年同期比5億8千1百万円増、1.8%増）と堅調に推移しました。損益面では、長期化する円高の影響等により営業利益は24億8千6百万円（前年同期比4億8百万円減、14.1%減）となりました。経常利益は、受取配当金8千1百万円、為替差損1億4千万円等により、25億1千4百万円（前年同期比6億9千万円減、21.6%減）となり、四半期純利益は、15億1千9百万円（前年同期比3億4千万円減、18.3%減）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

① 日本

日本におきましては、東日本大震災からの国内自動車生産の回復はありましたが、タイ洪水の影響や長期化する円高により、売上高は152億5百万円（前年同期比2億5千4百万円減、1.7%減）となりました。営業利益は、原価低減と生産性改善に取り組みました結果、15億9千万円（前年同期比1千9百万円増、1.2%増）となりました。

② 北米

北米地域におきましては、北米の経済回復に伴う自動車生産の増加を受け、売上高は105億7百万円（前年同期比7億7百万円増、7.2%増）となりました。営業利益は、売上増加にともなう操業度効果、経費削減等により、6億5百万円（前年同期比7千1百万円増、13.2%増）となりました。

③ 中国

中国におきましては、中国経済成長の減速懸念や為替の影響を受け、売上高は61億5千万円（前年同期比1億6千7百万円減、2.7%減）となりました。営業利益は、原材料価格の高騰や為替の影響により、5億3千4百万円（前年同期比7千万円減、11.6%減）となりました。

④ アジア

アジア地域におきましては、タイ洪水の影響に伴う主要顧客の減産により受注が減少しましたが、米国子会社向けの販売増加を受け、売上高は58億8千1百万円（前年同期比2億1千1百万円増、3.7%増）となりました。営業利益は、タイの洪水による操業度悪化により4億3千8百万円（前年同期比1億6千万円減、26.7%減）となりました。

⑤ 欧州

英国等におきましては、タイ洪水の影響に伴う主要顧客の減産により受注が減少し、売上高は8億6千8百万円（前年同期比2千2百万円減、2.5%減）となり、為替の影響による原材料費増加により、2千4百万円（前年同期は4百万円の営業損失）の営業損失となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

① 基本方針の内容

当社は上場会社である以上、当社の株式が市場で自由に取引されるべきことは当然であり、当社取締役会の賛同を得ずに行われる大規模買付等（特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。）のうち、当社の取締役会の同意を得ていないものをいいます。）に応じるか否かの判断も、最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えております。

しかしながら、会社の支配権の移転を伴う大規模買付等の中には、当社の企業価値・株主共同の利益に反するものが幾つか存在しており、これらの大規模買付等が行われることを未然に防止できなければ、当社の強みである製造技術を支える優秀な従業員の流出を招き、お客様・仕入先様・社会からの強固な信頼を失い、当社における企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に向けた取り組みの遂行に大きな影響を与えかねません。

そこで、当社は、大規模買付等が一定の合理的なルールに従って進められることが当社株主共同の利益及び当社の企業価値の確保・向上に資すると考え、平成22年12月13日開催の当社取締役会において、「当社株式の大規模買付等に関する対応方針（買収防衛策）の継続について」（以下「本プラン」といいます。）を決議しました。本プランは、平成23年1月29日開催の当社第67期定時株主総会において、株主の皆様のご承認を得ております。

② 不適切な支配の防止のための取り組み

本プランは、当社株式等に対する大規模買付等が行われる場合の手続を明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報と時間を確保するとともに、当社取締役会が買付者等との交渉を行う機会を確保することにより、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

すなわち、本プランは、大規模買付等を実施しようとする買付者等には、必要な情報を事前に当社取締役会に提出して頂き、当社取締役会がその大規模買付等を評価・交渉・代替案を提出する期間を設けることとする大規模買付ルールを定めるものです。

当社取締役会は、独立性の高い社外取締役、社外監査役または社外有識者で構成する独立委員会を設置し、独立委員会は、買付者等や当社取締役会から情報を受領した後、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、大規模買付等の内容の評価・検討、当社取締役会の提示した代替案の検討等を行います。

買付者等が本プランの手続を遵守しない場合や、当社の企業価値・株主の共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、当社取締役会は、独立委員会に諮問した上で、独立委員会の判断を最大限尊重して対抗措置の発動、不発動を決定します。

なお、本プランの詳細は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.hi-lex.co.jp/>）に「当社株式の大規模買付等に関する対応方針（買収防衛策）」として掲載されております。

③ 不適切な支配の防止のための取り組みについての取締役会の判断

当社取締役会は、以下の理由から、本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社経営陣の地位の維持を目的とするものではないと判断しています。

ア. 株主意思の反映

本プランは、平成23年1月29日開催の当社第67期定時株主総会において株主の皆様のご承認を得ており、その有効期間は平成26年1月31日までに開催される当社第70期定時株主総会の終結のときまでの3年間とされており、株主の皆様のご意思の尊重に最大限の配慮を行っております。また、大規模買付等を受け入れるか否かは最終的には当社株主の皆様のご判断に委ねられるべきという方針で貫かれており、対抗措置を発動するのは、買付者等が本プランの手続を遵守しない場合や当社の企業価値・株主の共同の利益を著しく損なうと認められる場合に限定されております。

イ. 独立性の高い社外者の判断と情報開示

独立性の高い社外取締役、社外監査役または社外有識者により独立委員会を構成することにより、当社の業務を執行する経営陣の恣意的判断を排し、その客観性、合理性を担保すると同時に、独立委員会は当社の実情を把握し当社の企業価値を構成する要素を十分に把握した上で、当該大規模買付等が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を適切に判断できると考えております。

さらに、当社取締役会は、買付者等から大規模買付等の提案がなされた事実とその概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点で開示いたします。

ウ. 本プラン発動のための合理的な客観的要件の設定

本プランは、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動の勧告がなされないように設定されております。これにより、当社取締役会による恣意的な発動を防止します。

エ. 第三者専門家の意見の取得

独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができます。これにより、独立委員会による判断の公正さ、客観性がより強く担保されます。

(3) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、256百万円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	80,000,000
計	80,000,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数（株） （平成24年1月31日）	提出日現在発行数（株） （平成24年3月15日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	38,216,759	38,216,759	大阪証券取引所 市場第二部	単元株式数は100株 であります。
計	38,216,759	38,216,759	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成24年3月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

当第1四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

株式会社ハイレックスコーポレーション第3回新株予約権

決議年月日	平成23年12月16日
新株予約権の数（個）	17,087（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	17,087（注）2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1
新株予約権の行使期間	自 平成24年1月17日 至 平成44年1月16日（注）3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,014（注）4 資本組入額 507（注）5
新株予約権の行使の条件	（注）6
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）7

(注) 1. 当社取締役会決議に基づき、取締役については報酬額年額3億円のうちの3千万円の範囲内で、執行役員については年額2千万円の範囲内で、新株予約権の発行価額の総額を定め、これを新株予約権の割当日における大阪証券取引所における当社株式普通取引の終値をもとにブラック・ショールズ・モデルに基づいて算出される新株予約権1個あたりの公正価額をもって除して得られた数（ただし、整数未満の端数は切り捨てる。）を限度としており、新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は普通株式1株であります。

2. 付与株式数は、割当日後、当社が株式分割または株式無償割当て、株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割または株式無償割当て・株式併合の比率}$$

また上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

3. 新株予約権の行使期間は、新株予約権の割当日から40年以内の範囲で、当社取締役会において定めるものとする。
4. 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額（1株当たり1円）と付与日における新株予約権の公正な評価単価（1株当たり1,013円）を合算しております。
5.
 - (1) 新株予約権の行使により増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算により生じる1円未満の端数については、これを切り上げるものとする。
 - (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の増加する資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
ただし、新株予約権の行使に対して、自己株式を交付するときは資本金及び資本準備金への組入れは行わないものとする。
6.
 - (1) 新株予約権の割当てを受けた新株予約権者は、上記、新株予約権の行使期間内において、取締役または執行役員を退任した日の翌日から10日を経過するまでの日に限り新株予約権を行使することができる。
 - (2) 新株予約権者が自己の責めに帰すべき事由により解任されたことにより取締役または執行役員の地位を喪失した場合は、当社は、取締役会の決議によって、当該新株予約権者の新株予約権を無償で取得または当該新株予約権者の行使しうる新株予約権の数を制限することができる。
 - (3) 新株予約権者が死亡したときは、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から3ヶ月を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
 - (4) 新株予約権者について、法令または当社の内部規律に違反する行為があった場合（新株予約権者が刑事上罰すべき行為により有罪判決を受けた場合、会社法第423条第1項の規定により当社に対して損害賠償義務を負う場合を含むがこれらに限られない。）または新株予約権者が当社と競合関係にある会社の取締役、監査役、使用人、嘱託、顧問若しくはコンサルタントとなった場合など、新株予約権付与の目的上、新株予約権者に新株予約権を行使させることが相当でない事由が生じた場合は、当社は、取締役会の決議によって、当該新株予約権者の新株予約権を無償で取得または当該新株予約権者の行使しうる新株予約権の数を制限することができる。
 - (5) 前各号に定めるほか、新株予約権の行使については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めに従うものとする。
7. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一とする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、合理的に調整された数とし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
再編後行使価額に上記(3)に従って決定される各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られた金額とする。再編後行使価額は交付される各新株予約権を行使することにより交付を受ける再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
残存新株予約権の権利行使期間と同じとする。
 - (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
 - (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記5. に準じて定めるものとする。
 - (8) その他の行使条件、取得事由等については、残存新株予約権の条件に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (千株)	発行済株式総数残高(千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成23年11月1日～ 平成24年1月31日	—	38,216	—	5,657	—	7,105

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成23年10月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成24年1月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 216,600	—	—
	(相互保有株式) 普通株式 32,400	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 37,930,500	379,305	—
単元未満株式	普通株式 37,259	—	—
発行済株式総数	38,216,759	—	—
総株主の議決権	—	379,305	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が1,400株含まれております。

また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数14個が含まれております。

②【自己株式等】

平成24年1月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数（株）	他人名義所有 株式数（株）	所有株式数の 合計（株）	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 （％）
（自己保有株式） 株式会社ハイレックスコーポ レーション	兵庫県宝塚市栄町一 丁目12-28	216,600	—	216,600	0.56
（相互保有会社） 但馬ティエスケイ株式会社	兵庫県豊岡市出石町 桐野1150	32,400	—	32,400	0.08
計	—	249,000	—	249,000	0.65

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成23年11月1日から平成24年1月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成23年11月1日から平成24年1月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年10月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年1月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	22,783	24,128
受取手形及び売掛金	22,358	21,667
有価証券	1,480	1,478
商品及び製品	3,915	4,002
仕掛品	2,207	2,246
原材料及び貯蔵品	5,147	5,068
繰延税金資産	1,230	945
その他	1,597	1,586
貸倒引当金	△53	△48
流動資産合計	60,666	61,075
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	9,485	9,463
機械装置及び運搬具（純額）	7,500	7,584
土地	5,663	5,709
建設仮勘定	1,305	1,637
その他（純額）	785	772
有形固定資産合計	24,740	25,166
無形固定資産		
のれん	126	118
その他	947	1,031
無形固定資産合計	1,073	1,149
投資その他の資産		
投資有価証券	18,270	19,181
繰延税金資産	202	242
その他	2,510	2,498
貸倒引当金	△399	△392
投資その他の資産合計	20,584	21,530
固定資産合計	46,398	47,847
資産合計	107,064	108,922

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年10月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年1月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	14,720	15,037
短期借入金	592	752
未払法人税等	1,029	736
繰延税金負債	0	0
賞与引当金	1,476	695
役員賞与引当金	42	10
製品保証引当金	141	135
その他	3,342	3,783
流動負債合計	21,345	21,150
固定負債		
繰延税金負債	3,134	3,019
退職給付引当金	683	671
その他	485	485
固定負債合計	4,303	4,177
負債合計	25,649	25,327
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,657	5,657
資本剰余金	7,105	7,105
利益剰余金	75,324	76,173
自己株式	△322	△322
株主資本合計	87,764	88,613
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	4,114	4,964
為替換算調整勘定	△14,180	△13,917
その他の包括利益累計額合計	△10,066	△8,953
新株予約権	29	46
少数株主持分	3,688	3,887
純資産合計	81,415	83,594
負債純資産合計	107,064	108,922

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年11月1日 至平成23年1月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年11月1日 至平成24年1月31日)
売上高	32,494	33,076
売上原価	26,710	27,757
売上総利益	5,784	5,318
販売費及び一般管理費	2,889	2,832
営業利益	2,894	2,486
営業外収益		
受取利息	42	42
受取配当金	87	81
持分法による投資利益	92	—
その他	104	57
営業外収益合計	326	180
営業外費用		
持分法による投資損失	—	4
為替差損	0	140
貸倒引当金繰入額	6	—
その他	8	7
営業外費用合計	15	152
経常利益	3,205	2,514
特別利益		
固定資産売却益	9	9
貸倒引当金戻入額	3	—
特別利益合計	13	9
特別損失		
固定資産除却損	7	10
投資有価証券売却損	18	—
投資有価証券評価損	0	—
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	158	—
その他	40	—
特別損失合計	225	10
税金等調整前四半期純利益	2,993	2,513
法人税、住民税及び事業税	575	629
法人税等調整額	397	194
法人税等合計	973	823
少数株主損益調整前四半期純利益	2,019	1,690
少数株主利益	159	170
四半期純利益	1,860	1,519

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成22年11月1日 至 平成23年1月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年11月1日 至 平成24年1月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	2,019	1,690
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,424	849
為替換算調整勘定	△644	315
持分法適用会社に対する持分相当額	65	17
その他の包括利益合計	845	1,182
四半期包括利益	2,865	2,872
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	2,718	2,632
少数株主に係る四半期包括利益	146	239

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

該当事項はありません。

【会計方針の変更等】

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【追加情報】

当第1四半期連結累計期間
(自 平成23年11月1日
至 平成24年1月31日)

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

(法人税率の変更等による影響)

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に主として使用する法定実効税率は従来の40.6%から、平成24年11月1日に開始する連結会計年度から平成26年11月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については38.0%に、平成27年11月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.6%となります。この税率変更により、繰延税金負債の金額(繰延税金資産の金額を控除した金額)は374百万円減少し、法人税等調整額は9百万円増加しております。

【注記事項】

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び前第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成22年11月1日 至 平成23年1月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年11月1日 至 平成24年1月31日)
減価償却費	799百万円	755百万円
のれんの償却額	7百万円	7百万円

(株主資本等関係)

I 前第1四半期連結累計期間(自平成22年11月1日 至平成23年1月31日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年1月29日 定時株主総会	普通株式	759	20	平成22年10月31日	平成23年1月31日	利益剰余金

II 当第1四半期連結累計期間(自平成23年11月1日 至平成24年1月31日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年1月28日 定時株主総会	普通株式	570	15	平成23年10月31日	平成24年1月30日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期連結累計期間(自平成22年11月1日 至平成23年1月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	日本	北米	中国	アジア	欧州	合計
売上高						
外部顧客への売上高	12,011	9,797	5,331	4,468	885	32,494
セグメント間の内部売上高又は振替高	3,448	2	986	1,201	5	5,644
計	15,459	9,800	6,317	5,670	891	38,138
セグメント利益又は損失(△)	1,570	534	604	598	△4	3,304

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位:百万円)

利益	金額
報告セグメント計	3,304
セグメント間取引消去	102
全社費用(注)	△511
四半期連結損益計算書の営業利益	2,894

(注)全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない親会社本社の管理部門に係る費用であります。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報
該当事項はありません。

II 当第1四半期連結累計期間(自平成23年11月1日 至平成24年1月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	日本	北米	中国	アジア	欧州	合計
売上高						
外部顧客への売上高	12,019	10,501	5,000	4,686	868	33,076
セグメント間の内部売上高又は振替高	3,186	6	1,149	1,194	0	5,536
計	15,205	10,507	6,150	5,881	868	38,612
セグメント利益又は損失(△)	1,590	605	534	438	△24	3,144

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位:百万円)

利益	金額
報告セグメント計	3,144
セグメント間取引消去	△153
全社費用(注)	△504
四半期連結損益計算書の営業利益	2,486

(注)全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない親会社本社の管理部門に係る費用であります。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年11月1日 至平成23年1月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年11月1日 至平成24年1月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	48円98銭	40円00銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	1,860	1,519
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	1,860	1,519
普通株式の期中平均株式数(千株)	37,977	37,984
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	48円95銭	39円96銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	24	34
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

平成24年3月14日

株式会社ハイレックスコーポレーション

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 後藤 研了 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 梅田 佳成 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ハイレックスコーポレーションの平成23年11月1日から平成24年10月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成23年11月1日から平成24年1月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成23年11月1日から平成24年1月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ハイレックスコーポレーション及び連結子会社の平成24年1月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。